

# 「静岡県迷惑行為等防止条例施行規則」の一部改正（案）

## に対する意見公募結果について

「静岡県迷惑行為等防止条例施行規則」の一部改正（案）について、意見公募した結果は、次のとおりとなりました。

### 1 計画等の名称

「静岡県迷惑行為等防止条例施行規則」の一部改正（案）

### 2 計画等の案の公表の日

令和7年11月14日（金）から同年12月14日（日）までの1か月間

### 3 意思決定の内容

本規則は、静岡県迷惑行為等防止条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的としています。

社会情勢の変化に伴い、県民の平穏な生活及び良好な風俗環境を保持するため、本規則第5条で規定する「客待ち等を禁止する地域」について、藤枝市駅前一丁目及び駅前二丁目を追加するものです。

### 4 意見公募結果

なし